

学校評価外部委員会規程

制定：令和元年7月1日

（目的）

第1条 この規程は、学校評価外部委員会（以下「外部委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 学校教育法施行規則第71条の2の規定を受け、奄美情報処理専門学校（以下「本校」という）の学習・教育目標の達成度や教育・研究等の状況について外部の視点を持って点検及び評価を行うため、本校に委員会を置く。

（組織）

第3条 委員会は、本校に関心があり公正な意見を持つ識者及び卒業者の内一定の職の経験者、また現就業学生の保護者の代表等で構成する。

2 委員長は相互の選任で決める事とする。

委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

（任務）

第4条 委員会の任務は、外部評価に関する次の事項とする。

- (1) 内部アンケート（学生による授業評価等）の実施及びその結果の分析並びに対応の検討。
- (2) 外部アンケート（卒業生・修了生、企業等に対するアンケート等）の実施及びその結果の分析並びに対応の検討。
- (3) 外部評価及び自己評価に関する企画及び実施並びに総括。
- (4) 外部点検項目表（別表）に基づく定期的な外部点検評価の実施。
- (5) 外部評価を学校側に明示し改正点がある場合は、学校側と話し合いを持ち、改正時期を明確にし、改善に努めるように指示する。

（任期）

第6条 委員の任期は2年とし再任を妨げない。

（その他）

第7条 この規程の改廃は、委員会の議を経て定める。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。